

様式第 1 号（第 3 条関係）

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市グラウンド・ゴルフ場使用料の減免		
根 拠 法 令 名	大津市グラウンド・ゴルフ場条例	(条項) 第 5 条	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	市民部スポーツ課管理係		
標 準 処 理 期 間	7 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称 【大津市グラウンド・ゴルフ場使用料の減免基準】 ・掲載図書等 【 】 ・内容 ☒ 全部記載 ☐ 一部・項目のみ記載 [減免基準] 大津市グラウンド・ゴルフ場条例第 3 条第 1 項又は第 4 条第 1 項から第 2 項の許可を受けた者の使用料の減免基準は、大津市グラウンド・ゴルフ場使用料の減免基準のとおりとする。 参 考 [根拠法令] 大津市グラウンド・ゴルフ場条例 (使用料の減免) 第 5 条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料（第 3 条第 1 項の使用料及び前条第 6 項の使用料をいう。次条において同じ。）を減額し、又は免除することができる。 大津市グラウンド・ゴルフ場使用料の減免基準 (趣旨) 第 1 条 この基準は、大津市グラウンド・ゴルフ場条例第 5 条の規定に基づく使用料の減免について、必要な事項を定めるものとする。 (実施主体等による区分による減免) 第 2 条 施設利用者の実施主体等が次の各号のいずれかに該当するとき、使用料の減免をすることができる。ただし、利用団体の構成員の半数を超えるものが該当しない場合及び、個別利用の利用者の半数を超えるものが該当しない場合は除くものとする。 (1) 本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用する場合 (2) 上記のうち、次の者を対象とする事業 ・市内の就学前の子ども、学校の生徒 ・市内の障害者			

・ 65 歳以上の市民

(3) 公共的な団体等が主催又は共催する施設の設置目的に応じた事業であって、公益に資すると認められるものに使用する場合

(4) 施設の設置目的等を勘案して特別の事由があると認められる場合
(使用料の減免率)

第 3 条 使用料の減免率については、別表第 1 に定めるとおりとする。ただし、別表第 1 の要件を複数満たす場合は、いずれかの減額率の最大の率を適用するものとする。

(減免申請)

第 4 条 使用料の減免を受けようとするときは施設の使用許可申請の都度、使用料減免申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

別表第 1

実施主体等による区分	減額率	備 考
本市又は本市の執行機関が主催又は共催する事業に使用する 場合	30%	
上記のうち、次の者を対象とする事業 ・ 市内の就学前の子ども、学校の生徒 ・ 市内の障害者 ・ 65 歳以上の市民	50%	
公共的な団体等が主催又は共催する施設の設置目的に応じた 事業であって、公益に資すると認められるものに使用する 場合	30%	
施設の設置目的等を勘案して特別の事由があると認められ る場合	免除又は 50%	

附 則

この基準は、令和 6 年 6 月 3 日から適用する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。